

三重県医師修学資金  
返還免除対象医療機関 各位

三重県医療保健部  
医療介護人材課長

## 三重県医師修学資金貸与制度の押印廃止に伴う医療機関における 「業務従事証明書」の事務の取扱について（依頼）

日頃は、本県の保健医療行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度の見直しの一環として、書面主義、押印原則といったこれまでの制度や慣例の見直しに取り組むこととなりました。これにより、本県においても原則として全ての行政手続の押印を廃止する予定であり、三重県医師修学資金貸与制度についても制度改正を行い、全ての手続きについて押印を廃止しました。

このことに伴い、修学資金貸与者が就業先の医療機関に証明を依頼する「業務従事証明書」の事務の取扱について、下記のとおり運用させていただきますので、ご理解とご協力のほどお願い致します。

### 記

#### 1 業務従事証明書の様式改正について

改正後の業務従事証明書（要綱第5号様式）の様式は別添1のとおりです。

また、様式のWordファイルを、令和3年3月中に三重県ホームページに掲載致します。

##### ○様式の掲載箇所

トップページ > 健康・福祉・子ども > 医療 > 医師・看護職員確保対策  
> 医師確保（おいないねっと三重） > 医師修学資金 > 卒業後の手続き

URL : [https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/oinainet/59773042627\\_00002.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/oinainet/59773042627_00002.htm)

#### 2 業務従事証明書の提出方法について

押印廃止に伴い、業務従事証明書の医療機関の証明印についても不要としました。

このため、業務従事証明書の県への提出方法について、従来の郵送や持参による方法に加え、eメールでの提出が可能となりました。

#### 3 医療機関への依頼事項について

医療機関の証明印の廃止により、業務従事証明書の真正を確認する必要があるため、業務従事証明書は証明を行った医療機関から県に提出いただきますようお願いします。

なお、従来の方法により、申請者から直接県に業務従事証明書の提出があった場合は、県から医療機関に内容を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願い致します。

**業務従事証明書の提出の流れ（郵送・eメール共通）**

- ① 修学資金貸与者から医療機関に対して業務従事証明書の交付が依頼されます。
- ② 医療機関は従事内容を証明（押印不要）の上、医療機関から県あてにeメール（又は郵送）で提出をお願いします。
- ③ 個人情報保護のため、パスワードを設定する等の対応を行ってください。

**4 業務従事証明書の提出先**

○ eメールの場合

あて先：医療介護人材課 医師確保班 あて

医師修学資金専用eメール：[shugaku01@pref.mie.lg.jp](mailto:shugaku01@pref.mie.lg.jp)

○ 郵送の場合

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

所属：三重県医療保健部 医療介護人材課 医師確保班 あて

**5 制度改正日 令和3年3月9日**

改正日以降は、新様式により業務従事証明書の交付をお願いします。

なお、当面の間、改正前の様式についても使用することが出来ます。その場合は、従来どおり証明印の押印をお願いします。

事務担当・問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 医療介護人材課

医師確保班 山口

電話：059-224-2326

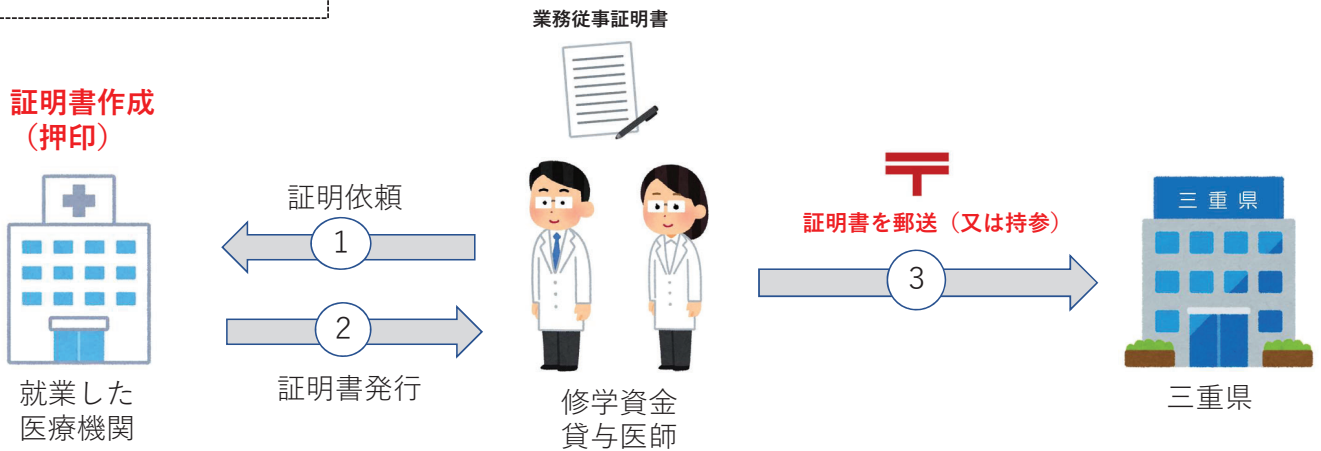
eメール：[shugaku01@pref.mie.lg.jp](mailto:shugaku01@pref.mie.lg.jp)

(医師修学資金専用)

## ①【改正前】業務従事証明書の手続の流れ（イメージ）

業務従事証明書の提出頻度  
・各年度末に1回  
・就業先を変更した場合

# 改正前

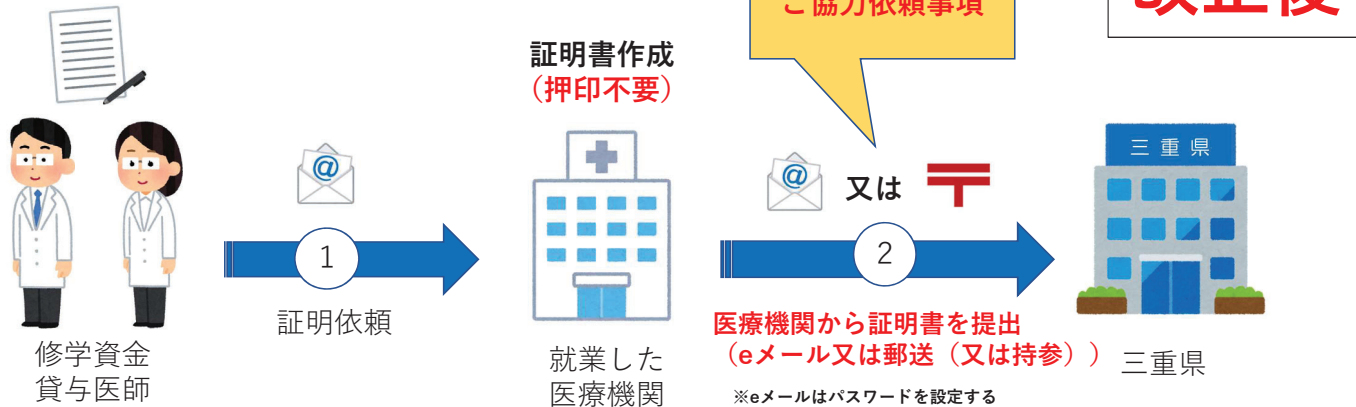


○ 医療機関の証明印が必要であり、証明書を県に郵送（又は持参）することが必要

1

## ②【改正後】業務従事証明書の手続の流れ（イメージ）

業務従事証明書



- ① 医療機関の証明印は不要となり、証明書はeメールで県に提出することが可能となる  
(eメールの場合は、個人情報保護のため、パスワードを設定する等の対応を行う)
- ② ただし、真正性を確保するため、医療機関から県に証明書を提出することについて協力を依頼する
- ③ 申請者から直接県に証明書が提出された場合は、県は証明した医療機関に内容を確認することがある

2

## 業務従事（研修）証明書

三重県知事 宛て

申請者住所  
氏名  
決定番号  
電話番号（携帯）  
メールアドレス

三重県医師修学資金貸与規則第 18 条第 3 項の規定により、下記のとおり提出します。  
なお、本証明書について、関係医療機関から三重県知事へ提出すること及び必要な範囲内で関係医療機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

記

氏 名	
生年月日	年 月 日
医籍登録番号	第 号
勤務（研修）期間及び月数	年 月 日 ～ 年 月 日（ カ月）
勤務（研修）期間中に休職期間があったときはその期間、月数及びその理由	年 月 日 ～ 年 月 日（ カ月） (理由)

上記の者は、当施設において次のとおり（ 業務に従事 ・ 研修 ）していたことを証明します。

年 月 日

所在地 :  
医療機関名 :  
代表者 :

事務担当者	担当部署名		職・氏名	
	電話番号		eメール	

※ 本証明書の提出は、医療機関から e メール又は郵送等で県に提出いただきますようお願いいたします。

●提出先：〒514-85870 三重県津市広明町 1 3 番地 三重県医療保健部医療介護人材課

TEL : 059-224-2326

医師修学資金専用メールアドレス: shugaku01@pref.mie.lg.jp

eメールの場合は、個人情報保護のため、パスワードを設定する等の対応を行ってください。

- ※ 貸与者から県に本証明書が提出された場合は、医療機関に内容を確認させていただく場合があります。
- ※ 本証明書は、修学資金返還免除申請時の証明書類（勤務又は研修の状況等を証明する書類）として必要です。提出等が無い場合、返還免除が認められないことがありますので、十分ご注意ください。
- ※ 毎年、3月31日現在の状況を4月30日までに提出してください。  
(年度途中で勤務（研修）先を変更した場合は、変更前の状況を30日以内に提出してください。)

業務従事（研修）証明書

三重県知事 宛て

本人が  
ご記載  
下さい

申請者住所 三重県津市〇〇町〇〇番地  
〇〇〇マンション101号室  
氏名 三重 太郎  
決定番号 2014-01  
電話番号（携帯） 090-〇〇〇〇〇〇〇〇  
メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇.ne.jp

三重県医師修学資金貸与規則第18条第3項の規定により、下記のとおり提出します。  
なお、本証明書について、関係医療機関から三重県知事へ提出すること及び必要な範囲内で関係医療機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

記

氏名	三重 太郎
生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
医籍登録番号	第 〇〇〇〇〇〇〇 号
勤務（研修）期間及び月数	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日（12カ月）
勤務（研修）期間中に休職期間があったときはその期間、月数及びその理由	令和2年7月1日 ～ 令和2年7月31日（1カ月） (理由) (例) 病気休暇による。産前産後休暇による。 育児休業による。

本人が  
ご記載  
下さい

医療機関で  
ご記載  
下さい

上記の者は、当施設において次のとおり（業務に従事・研修）していたことを証明します

令和3年4月15日

所在地：三重県〇〇市〇〇町〇〇〇  
医療機関名：〇〇〇病院  
代表者：院長 〇〇〇〇

事務担当者	担当部署名	事務部総務課	職・氏名	係長 〇〇 〇〇
	電話番号	059-***-****	eメール	〇〇〇〇@〇〇〇.ne.jp

※ 本証明書の提出は、医療機関からeメール又は郵送等で県に提出いただきますようお願いいたします。

●提出先：〒514-85870 三重県津市広明町13番地 三重県医療保健部医療介護人材課  
TEL：059-224-2326

医師修学資金専用メールアドレス：shugaku01@pref.mie.lg.jp

eメールの場合は、個人情報保護のため、パスワードを設定する等の対応を行ってください。

※ 貸与者から県に本証明書が提出された場合は、医療機関に内容を確認させていただく場合があります。

※ 本証明書は、修学資金返還免除申請時の証明書類（勤務又は研修の状況等を証明する書類）として必要です。提出等が無い場合、返還免除が認められないことがありますので、十分ご注意ください。

※ 毎年、3月31日現在の状況を4月30日までに提出してください。

（年度途中で勤務（研修）先を変更した場合は、変更前の状況を30日以内に提出してください。）

(参考) 改正前の様式

### 業務従事(研修)証明書

年 月 日

所在地

医療機関名

代表者

印

下記の者は、当施設において(業務に従事・研修)していたことを証明します。

記

住 所	
氏 名	
決定番号	—
電話番号(携帯)	
メールアドレス	
生年月日(年齢)	年 月 日 (満 歳)
医籍登録番号 及び登録年月日	( 号 ) 年 月 日登録
勤務(研修)期間 及び月数	年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月)
勤務(研修)期間 中に休職期間が あったときはその 期間、月数及び その理由	年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月) ----- (理由)

- ※ 修学資金返還免除申請時に、証明書類(勤務又は研修の状況等を証明する書類)として必要です。提出等が無い場合、返還免除が認められないことがありますので、十分ご注意ください。
- ※ 毎年、3月31日現在の状況を4月30日までに提出してください。  
(年度途中で勤務(研修)先を変更した場合は、変更前の状況を30日以内に提出してください。)

(参考) 三重県医師修学資金返還免除対象医療機関一覧

令和2年12月改訂

\* 印は、医師少数区域および医師少数スポット内の医療機関

(1) 救急病院等

◆ 救急告示病院(53)

1	桑名市総合医療センター	桑名市寿町3丁目11番地
2	青木記念病院	桑名市中央町5丁目7
3	ヨナハ総合病院	桑名市和泉8丁目264-3
4	もりえい病院	桑名市内堀28番地1
* 5	三重県厚生連 三重北医療センターいなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
6	医療法人 桑名病院	桑名市京橋町30
* 7	日下病院	いなべ市北勢町阿下喜680
8	三重県立総合医療センター	四日市市日永5450番地132
9	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2番37号
10	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町10-8
* 11	三重県厚生連 三重北医療センター菟野厚生病院	三重郡菟野町大字福村75番地
12	小山田記念温泉病院	四日市市山田町5538番地の1
13	医療法人 富田浜病院	四日市市富田浜町26-14
14	医療法人社団 山中胃腸科病院	四日市市小古曾3丁目5番33号
15	主体会病院	四日市市城北町8-1
16	四日市消化器病センター	四日市市下海老高松185番3
17	医療法人尚豊会 みたき総合病院	四日市市生桑町菰池458-1
18	三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花1275-53
19	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里112番地の1
* 20	亀山市立医療センター	亀山市亀田町466-1
21	高木病院	鈴鹿市高岡町550番地
22	医療法人誠仁会 塩川病院	鈴鹿市平田1-3-7
23	村瀬病院	鈴鹿市神戸3-12-10
24	国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2-174
25	武内病院	津市北丸之内82番地
26	医療法人 永井病院	津市西丸之内29-29
27	遠山病院	津市南新町17-22
28	医療法人 吉田クリニック	津市栗真中山町下沢79-5
29	岩崎病院	津市一身町333番地
30	大門病院	津市大門1番3号
31	津生協病院	津市船頭町1721
32	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5
33	榊原温泉病院	津市榊原町1033-4
34	若葉病院	津市南中央28番13号
* 35	三重県立一志病院	津市白山町南家城616
* 36	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831
* 37	社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町1734
* 38	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地
39	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
40	三重県厚生連 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102
41	恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区15番地の6
* 42	三重県厚生連 大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬663-2
43	医療法人三重ハートセンター	多気郡明和町大字大淀2227番地1
44	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2
45	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町3038
* 46	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
47	医療法人全心会 伊勢慶友病院	伊勢市常磐2丁目7-28
* 48	町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
* 49	国民健康保険志摩市民病院	志摩市大王町波切1941-1
50	伊勢田中病院	伊勢市大世古4丁目6番47号
* 51	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号
* 52	長島回生病院	北牟婁郡紀北町東長島2番地
* 53	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750

(2) 小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

◆ 小児救急医療拠点病院(1)

1	独立行政法人国立病院機構 三重病院	津市大里窪田町357
---	-------------------	------------

◆ 精神科救急医療施設(14)

* 1	北勢病院	いなべ市北勢町麻生田1525
2	医療法人社団橋会 多度あやめ病院	桑名市多度町柚井1702
* 3	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太2000
4	総合心療センターひなが	四日市市大字日永5039番地
5	水沢病院	四日市市水沢町638番地の3
6	三重県厚生連 鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町589-2
7	鈴鹿さくら病院	鈴鹿市中富田町中谷518番地
8	三重県立こころの医療センター	津市城山1丁目12-1
9	独立行政法人国立病院機構榊原病院	津市榊原町777
10	医療法人 久居病院	津市戸木町5043
* 11	一般財団法人 信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町2888
12	南勢病院	松阪市山室町2275
13	松阪厚生病院	松阪市久保町1927-2
* 14	医療法人紀南会 熊野病院	熊野市久生屋町868

(3) へき地医療拠点病院及びへき地診療所等

◆ へき地医療拠点病院(10)

1	三重県立総合医療センター	四日市市日永5450番地132
* 2	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
* 3	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750
* 4	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号
5	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2
6	独立行政法人国立病院機構 三重病院	津市大里窪田町357
7	恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区15番地の6
8	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
* 9	三重県立一志病院	津市白山町南家城616
10	三重県厚生連 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102

◆ へき地診療所(27)

* 1	津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929
* 2	洗心福祉会美杉クリニック	津市美杉町下之川5299番地1
* 3	阿波診療所	伊賀市猿野1339番地の1
* 4	霧生診療所	伊賀市霧生3492番地
* 5	森診療所	松阪市飯高町森1410
* 6	波瀬診療所	松阪市飯高町波瀬148
* 7	報徳診療所	多気郡大台町江馬127
* 8	大杉谷診療所	多気郡大台町久豆266-1
* 9	長岡診療所	鳥羽市相差町1028-1
* 10	桃取診療所	鳥羽市桃取町219
* 11	菅島診療所	鳥羽市菅島町46
* 12	神島診療所	鳥羽市神島町85-2
* 13	鏡浦診療所	鳥羽市浦村町1373
* 14	鏡浦診療所石鏡分室	鳥羽市石鏡町341-6
* 15	宿田曾診療所	度会郡南伊勢町田曾浦3813
* 16	阿曾浦診療所	度会郡南伊勢町阿曾浦73
* 17	古和浦へき地診療所	度会郡南伊勢町古和浦93-1
* 18	南島メディカルセンター	度会郡南伊勢町槌柄浦1-1
* 19	九鬼脳神経クリニック	尾鷲市九鬼町1080-1
* 20	五郷診療所	熊野市五郷町寺谷1065-4
* 21	神川へき地診療所	熊野市神川町神上869
* 22	育生へき地出張診療所	熊野市育生町長井362-2
* 23	紀和診療所	熊野市紀和町板屋81
* 24	上川診療所	熊野市紀和町和気709
* 25	楊枝出張診療所	熊野市紀和町楊枝295-1
* 26	尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野70-1
* 27	相野谷診療所	南牟婁郡紀宝町井内123-19

◆ 過疎地域等の公立医療機関(8)

* 1	坂手診療所	鳥羽市坂手町178
* 2	西山診療所	熊野市紀和町長尾1335
* 3	荒坂診療所	熊野市二木島町349
* 4	宮前診療所	松阪市飯高町宮前1104
* 5	竹原診療所	津市美杉町竹原2777
* 6	飯南眼科クリニック	松阪市飯南町粥見3910-1
* 7	町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
* 8	小船診療所	熊野市紀和町小船214-2

【医師少数区域・医師少数スポットに該当する市町・地域】

- ① 医師少数区域  
尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
  - ② 医師少数スポット(地域枠B推薦地域)  
津市(白山町※・美杉町に限る)、伊賀市、名張市、  
松阪市(飯南町、飯高町に限る)、多気町、大台町、大紀町、  
鳥羽市、志摩市、南伊勢町  
※入学時は地域枠B推薦地域でない
  - ③ 医師少数スポット(その他の地域)  
いなべ市、東員町、菟野町、亀山市
- 一覧中、「\*」印の医療機関が上記の対象医療機関です。

◎ 勤務対象となる医療機関について

キャリア形成プログラム適用者(9年間コース)が勤務する県内医療機関は、本表に掲げる医療機関のほか、キャリア形成プログラムの別冊『専門研修プログラム別ローテーションモデル』の医療機関も対象となります。